

大和市告示第176号

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年12月16日

大和市長 大 木 哲

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業実施要綱（令和2年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「と追加給付」を「、追加給付及び基本給付（再支給分）」に改める。

第6条第1号及び第2号中「又は第12条第2項」を「、第12条第2項又は第12条の2第2項」に改め、同条第3号中「同条第2項」の次に「又は第12条の2第2項」を加える。

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 基本給付（再支給分） 第1号に定める額

第12条の次に次の1条を加える。

（基本給付（再支給分）の支給等）

第12条の2 基本給付（再支給分）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して支給する。この場合において、基本給付（再支給分）の支給を希望しない者は、市長が別に定める提出期限までに大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）受給拒否の届出書を市長に提出するものとする。

(1) 基本給付の支給を受けた者

(2) 第11条第1項の規定による申請（以下この条において「基本給付申請」という。）を行う時に基本給付（再支給分）の申請を併せて行った者（当該基本給付申請に対し支給が適当と認められる者に限るものとし、前号に該当する者を除く。）

2 市長は、前項第1号に掲げる者（同項後段の規定による届出をした者を除く。）については同項後段に規定する提出期限を経過したとき、同項第2号に掲げる者については基本給付申請に対する支給決定を行ったときに、速やかに当該者への基本給付（再支給分）の支給を決定し、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金支給決定通知書により通知するとともに、給付金を支給する。

3 基本給付（再支給分）は、その者に対する基本給付と同じ方法で支給する。ただし、その者が基本給付の振込先口座を解約等している場合は、その者が指定する口座に振り込むものとする。

4 前項ただし書の場合において、当該者は、大和市ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）支給口座登録等の届出書を市長に提出するものとする。

5 第8条第2項の規定は、第1項後段の規定による届出があった場合について準用する。

第13条中「前条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第15条第2項中「又は第12条第2項」を「、第12条第2項又は第12条の2第2項」に改める。

別表第1号様式の項中「第8条」の次に「及び第12条の2」を加え、同表第2号様式の項中「及び第11条」を「、第11条及び第12条の2」に改め、同表第3号様式の項中「及び第12条」を「、第12条及び第12条の2」に改め、同表第4号様式の項中「第10条」の次に「及び第12条の2」を加える。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。